

第三期柏市子ども・子育て支援事業計画(案)に対するパブリックコメント及び市の考え方

柏 市

No.	意見（原文まま）	市の考え方
1	特に 3 歳未満の保育園の充実、そして東京や千葉の他の市のように第二子第三子の無償化など、子育て世帯、特に 3 人以上世帯に対する子育て負担の軽減を求めます	現在、本市の保育料は、国の基準に従い、小学校就学前の兄弟が同時に保育園等を利用する場合、第2子は半額、第3子以降は無料としております。近年、自治体独自の基準で保育料を軽減する自治体が増えていますが、本市では0歳児から2歳児において保育園に入園したくてもできないかたが生じているため、保育園の整備を優先して進めているところです。保育園の入園や保育料の軽減など、保護者のかたのニーズは多様ですが、施策には大きな財源が必要であり、すべての要望に応えるのは難しい状況です。今後も市全体で子育て環境の充実を目指し、国の動向も注視しながら、保育料のあり方について検討を進めてまいります。
2	P42 ②幼稚園教諭・保育士等の質の確保について 就職説明会や PR も必要だとは思いますが、やはり魅力的な労働環境であることが、応募数の増加につながり、質の確保に直結すると考える。柏市ならではの手当や、住宅補助などを検討してほしい。P44 子育て家庭の負担へのサポート①一時的な預かりの充実について 一時預かりのハードルを下げるために、登録にかかる手間や、時間をなるべく省けるようなシステムにしてほしい。「明日預かってほしい」と思っても、1週間前には連絡、丸一日は不可、など、制約が多く、諦めてしまう。一度どこかの機関で登録をしたら、他の機関でも預かってもらえるようになれば、いざという時に、すぐに預かってもらうことができるのではないかと。② 経済的負担の軽減 について 3歳までの保育料の負担が大きい。既に所得税を累進課税で多く払っているのに、保育料まで所得で負担割合が大きく、不公平だと感じる。少しでも傾斜がなくなるようになると良い	・就職支援金について 令和6年度から柏市で新たに私立保育園等で勤務を開始する保育士に対し、就職支援補助金を新設しております。また私立保育園等の保育士への給与上乗せ補助金については、今後も維持に努めてまいります。宿舍借り上げ補助制度については、国の制度に基づき補助しているところです。 いずれにしても、保育士等の質の確保のあり方について、今後も検討を進めてまいります。 ・一時預かりについて 集団生活となりますので、事前にお子さんの健康、発達状態及びアレルギー等の確認をさせていただく必要があります。公立保育園同士は、一度登録をしたら他施設でも預かることができます。 ・保育料軽減について 現在、本市の保育料は、国の基準に従い、所得に応じた金額を設定しておりますが、国においては、子育て支援を国全体の大きな課題と捉え、多子世帯の大学授業料無償化等を含んだ「こども未来戦略」が昨年末に閣議決定されるなど、子育て世代の負担軽減策が進められています。本市としましても、引き続き国の動向を注視しながら、保育料のあり方について検討を進めてまいります。

No.	意見（原文まま）	市の考え方
3	放課後児童の居場所についての要望です。放課後、児童が小学校の校庭や運動場で自由に過ごすことを許可して頂けないでしょうか？費用をかけずに手っ取り早く放課後児童の居場所をつくることができますし、子供たちもそれを望んでいます。私たち一家は他県から引っ越してきたのですが、放課後、子供たちが小学校の運動場で遊ぶことは禁止されているという実態について非常に驚きました。他県の多くの自治体では基本的に小学校の運動場は子供たちに対して解放されており、子供たちはサッカーや野球などをして楽しそうに過ごしています。複数の自治体に住んだことがあります、運動場の利用が禁止されている自治体は柏市が初めてです。柏市は治安が良く、子供たちがのびのびと過ごせる良い環境だと感じています。運動場を他の自治体と同じように開放することで、子供たちもより過ごしやすくなると思いますし、本計画の趣旨に沿った取り組みになるかと思いますので、ぜひ前向きにご検討ください。よろしくお願い致します。	放課後の児童が健やかに成長できる安全・安心な居場所を確保することは次代の人材を育成する視点からも重要と考えております。 現在、本市では、こどもルームに通われている児童のみだけでなく、小学校施設を活用した放課後の居場所をすべての児童に提供できるよう「こどもルーム」と「放課後子ども教室」を連携させた一体型運営事業の実施を目指しております。 その事業の中で、校庭や体育館なども活用しながら、様々な体験活動をすべての児童に提供できるよう今後も検討を進めてまいります。
4	提案 新しい学童保育 理由 通学している小学校の学童を利用するのが基本だが、6学年すべてが同じ部屋で過ごすこと、子供は多様で、放課後の解放感や寂しさなど精神的要因も重なり、様々なトラブルが発生しやすい状況。問題の改善には時間を要することも多く、その間にトラブルが積み重なることも予想される。トラブル回避のため学童を利用せず、帰宅後、留守番する子供は社会から孤立する可能性、また学童利用を控える家庭は、共働きできないことで経済的、精神的な負担が増え、親子関係の悪化につながる可能性もある。疎外感、劣等感、うまくいかないモヤモヤは、学校生活にも影響し、やがて負の循環に陥る可能性あり。しかし、トラブルを起こしやすく、問題行動がみられる子供こそ、社会のルールやマナー、集団生活を学ぶ機会をつくり、心の奥底に眠る問題を見つけ、丁寧に向き合うことで、社会性の土台を築いていける居場所が必要ではないか？と考えました。 具体案 ①利用者：希望者は市内全域から利用できる。 ②通所手段：下校後、カシワニクタクシーやワニバス、路線バス、近い場合は徒歩にて、子供自身で学童へ向かう。通所手段が対応できないエリアは、循環バスを設ける。お迎えは保護者が行う。 ③教室：通常の部屋、興奮状態をクールダウンする部屋、静かに過ごしたい部屋、おしゃべりルームがあり、子供の主張や、精神状態に応じて使い分けられるようにする。 ・通常ルーム：宿題、ドリル、遊びなど、集団の中で過ごす部屋。曜日によって、歌、リトミック、絵、工作、折り紙など集団での活動時間を設ける。 それぞれの得意が分かり、子供同士で教えあう機会や苦手克服、みんなと一緒にやってみようのチャレンジ精神、仲間意識が芽生え、大切にしようとする思いが生まれる機会になる可能性。何でも質問タイムを設け、学校で分からなかったこと、聞けなかったことを気軽に質問できる時間、雰囲気を作る。助けてほしいことを自ら伝える表現法の練習になるほか、授業が分からない→勉強嫌い→宿題をやりたくない→頑張ってたができない→もうだめだ→学校に行きたくない、負のループを断ち切る機会にもなる。 ・クールダウン部屋：SSTの本（例：ガストンの怒りなくなったらやってみて）や、画用紙などがあり、子供自らが落ち着く方法を選び、利用できる環境の部屋。ここでうまくクールダウン方法が見つかった場合は、日常生活にも応用する。 ・静かに過ごしたい部屋：小さな図書館のように本、メモ帳やプリント用紙、画用紙や色鉛筆、折り紙があり、本	こどもルーム(学童保育)の基本方針といたしまして、保護者が労働等により日中家庭にいない小学校の児童に対して、適切な遊び及び生活の場を提供し、生活指導や遊びを主とした様々な活動を行い、児童の健全な育成を図っていくことを掲げております。 本市のこどもルームは、すべての小学校内に施設があり、児童は放課後、校外に出ることなく施設を利用することができ、これは、安全安心な居場所の提供という観点からも重視しているところです。 なお、現在、「こどもルーム」と「放課後子ども教室」を連携させる一体型運営事業を目指しておりますが、引き続き、保護者や児童のニーズを受け止めながら、すべての児童が豊かな体験や活動ができる居場所を提供できるよう検討を進めてまいります。

No.	意見（原文まま）	市の考え方
	に夢中になる，自由帳に覚えたことを書き写す，本を見ながら折り紙で作品を作るなど，心穏やかにリラックスして過ごせる環境の部屋。 ・おしゃべりルーム：日常生活で心にため込んでしまったこと，その時はうまく表現できなかったこと，自分は話したかったのに，誰も聞いてくれなかったことなど，思いつくまま話して，聞き手の大人に否定されることなく，気持ちを受け止めてもらえる環境の部屋。話していくうちに自分の気持ちや考えを認識，整理，表現することを自然に学び，やがてはコミュニケーションへつながる可能性あり。 それぞれの部屋は定員があり，毎日自分の好きな時間に利用できない可能性もあり，順番待ちや譲り合い，時間制限，予約が必要となるが，その経験が，コミュニケーションや集団生活の勉強となる。 職員 児童発達支援の専門家，柏にキャンパスがあり，福祉や教育を勉強している学生，子育て中の方，子育てがひと段落した方など多方面に。特に子供は見通しが立たないことに不安を覚え，トラブルを抱えやすいので，心の底にある気持ちを自然に誰かに伝えることができ，アドバイスをもらえる環境があるとよい。 例）「子供：僕は将来，昆虫博士になりたい！」→「職員：昆虫博士を目指すなら，勉強できる学校に行くと良いよ。その学校に入るためにはテストがあるから勉強が必要。本を読むのは国語，数を数えるのは算数。それから虫を捕まえるためジャングルに行くこともあるから，丈夫な身体をつくるために体育も頑張ってね。」→「子供：だから学校で勉強しているのか。僕，頑張るよ！」 長期目標 まずはモニターを募集し，空き教室の多い小学校や，市の公共施設の会議室で少人数から実証実験。将来的には放課後等デイサービスも併設し，インクルーシブ学童を目指す。食堂やカフェ，売店（福祉施設で製作された物を販売）もあり，地域の方も利用可。夕飯を保護者や学童でできた友達家族と一緒に食べてから帰宅することもできる。また休日には外部講師を招き，有料で体験会やセミナーを開く（保護者向けの子育てカウンセリング，子供向けアングーマネジメントなど）。保護者も同施設で働けるようにして（子供が学童の間は，併設の食堂で働く）人材確保＋雇用促進。子供が地域とつながり，包括的に支えられながら，主体的に活動できる学童を目指す。	
5	「こども大綱」では，ライフステージ別の重要事項として，○子どもの誕生前から幼児期までが最も重要な時期と明記されています。全ての子どもが愛情に包まれ，健やかに成長する基礎を培い，人生の確かなスタートをきる最も重要な時期とあります。特に0歳から2歳児期は子どもの成長発達にとって，愛着形成や基本的信頼感の土台を作り，非認知能力や他者との関わり等，基本的な生きる力を獲得する時期であり，養育者にとっては子育てに手を焼く時期でもあります。この時期への豊かな支援の充実が虐待を起こさない，笑顔で子育てできるまちづくりにつながります。養育者が子育てに希望を持てなければ少子化は止まりません。0歳から2歳児とその養育者が笑顔になる，安心と癒しの質の高い支援計画を，しっかり明記いただくことを要望いたします。具体的には，施策展開の方向性2「子どもを多くの目と手で育てる支援体制や地域環境をつくる」の乳幼児期の子どもの誰もが質の高い教育・保育を受けられるよう，体制を整える，とありますが「子ども大綱」ではこどもの発達にとって重要な遊びを通した質の高い幼児教育と書かれています。乳幼児期の子どものための教育はまず，遊びから始まると思います。遊びは文化であり，様々な体験が社会性や自己肯定感につながっていくので，そこを明記した計画になるよう願います。	御意見のとおり，乳幼児期の子どもの健やかな成長にとって「遊び」は大変重要であると考えます。「遊び」の重要性を十分に認識し，子どもの幸せや様々な育ちにつなげられるよう，こども大綱に基づく計画検討や教育・保育の質の確保・向上に向けた具体的な取組を進める上で，今後の参考にさせていただきます。

No.	意見（原文まま）	市の考え方
6	ライフステージ別重要事項に、〇学童期・思春期の重要性が明記されています。身体も心も大きく成長し、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期であり、他者や社会との関わりの中で自己のアイデンティティを形成していく時期とあります。この時期は様々な体験活動が重要だと考えます。国のこども大綱でも遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点であると明記されています。どんな状況にあっても遊びや体験活動の機会に格差が生じないことを願っています。これまでの施策にも、芸術文化体験の一文は書かれていましたが、扱いはとても薄いものでした。芸術は子どもの成長発達に欠かすことができないものであること、具体的には主体的な自己表現力、コミュニケーション力、自己肯定感の醸成、つまり「生きる力」を育てるのに、芸術の力を活用した体験活動が有効であることを明記してください。長い私共の活動の実践から確信をもって言えることです。強く要望いたします。この時期は学校で長時間過ごす子どもがほとんどで、学校生活や授業においても、子どもにとって最善となる学校の授業等が用意されなくてはなりません。学校が楽しい、授業がおもしろいと、ワクワクするような学校づくりや授業に、勝ち負けがない・人と比べることもない・正解や不正解もない・みんなちがってみんないい等、子どもの主体性が大事にされる、芸術プログラムによる授業カリキュラムを望みます。こうした芸術プログラムを授業で活用している学校は、県内においてはまだまだ少ないのが現状です。芸術プログラムによる参加型ワークショップや表現活動・体験活動を、小学校 中学校 特別支援学校で、もっと積極的に授業で実施することを明記してください。プロの芸術家の力、ワークショップの作品の力等、計り知れないほどの芸術のもつ力は、子どもたちの満足感や達成感を満たし、コミュニケーション力を高め、自己肯定感を醸成し、自分らしく生き抜く力を育成します。掲げられた学童期・思春期の重要性を実効する1つの手段として今後、参加型の芸術プログラムを学校の授業に取り入れるよう、要望いたします。	御意見のとおり、「遊び」や「体験活動」は心身の成長や幸せな生活を送るためにも大変重要であると考えます。そのためにも、地方公共団体をはじめ様々な機関が連携しながら、機会を創出することが必要であると考えます。ご意見につきましては、教育委員会など関係機関と共有させていただき、具体的な取組を進める上で、今後の参考にさせていただきます。
7	P3 「計画の位置づけ」において、本計画が「こども大綱を踏まえ」と書かれているが、こども大綱の基本方針のひとつに「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく」がある。「子ども・子育て支援事業計画」が保育に対する需要と供給に重点がおかれているとはいえ、今後は必然的にこども基本法に基づく対応が求められることから、今後どのように子どもや若者の意見を聴き反映していくのか、「子ども・子育て支援事業計画」に計画として記載すべきである。本計画策定の基礎資料として行われたニーズ調査の対象が、保護者 6,200 人に対して子ども 600 人と非常に少ない。また、子どもに対する3問の質問がそもそも意見を聴く手前のものであり、これは子どもの声を聴いたとは言えない。	御意見のとおり、子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条第2項により計画に定めるべき事業が規定されているため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」「確保方策」「実施時期」を位置付けることを基本としながら、その他関連する事業について定めています。本市としましても今後こども計画を策定し、引き続き、実行性のあるこども施策の立案に向け、こども・若者の状況やニーズを的確に捉えていくとともに、こども・若者の社会参加による自己肯定感や主体性の向上につなげていくためにも、国のガイドラインで示される内容を基本に、先進自治体の取組なども参考にしながら、様々な手法で必要な措置を講じていきたいと考えます。
8	柏市には「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子ども・若者計画」に類する計画が見当たらず(あったら申し訳ありません)、子ども・若者に対する施策がすっぱり抜け落ちている。国は市町村に対してこども基本法第10条に定められた「こども計画」の策定を求めており、近隣市ではすでに「こども計画」の策定が進んでいる。一方で、柏市では「こども計画」を策定する様子は見られないが、中高生の居場所や小学生を対象とした図書コーナーが12月19日に開設した。これはまさにこども基本法の理念に基づいて運営されるべき施設と考えられる。令和8年には「柏市こども・若者総合支援センター」も控えているが、そもそも計画や理念のない施設は一度方向性を見誤ると修正ができないため、「こども計画」の策定は柏市として直ちに行わねばならない喫緊の課題であろう。「こども計画」は「こども大綱」を勘案して「子ども・子育て支援事業計画」「子ども・若者計画」「子どもの貧困対策計画」と一体のものとして作成するものであるため、今後策定されるであろう「こども計画」も含めた一連の計画の中での「子ども・子育て支援事業計画」の立ち位置を明確にするとともに、本計画が「子育て支援事業」に特化した位置づけであることを明記しておく必要があると考える。	市町村こども計画は、こども基本法第10条において、こども大綱や都道府県こども計画を勘案して策定することとされています。本市としましても、千葉県のこども計画や国のガイドラインなども参考に、計画の意義や効果を十分に検証した上で、策定に向け努めてまいります。今後、こども計画を策定する際には、こども基本法やこども大綱に定められる内容をしっかりと捉えていくとともに、子ども・子育て支援事業計画の位置付けなどを明確にしていきたいと考えます。

No.	意見(原文まま)	市の考え方
9	P28 「子育て・親育ちの環境づくり」について、方向性に「子ども同士が育ち合い」とあるが、取り組み内容には特段そのためのものが見られないのでこれは削除した方がいいのではないかと。もし残すとしたら④として、こども大綱にある「こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し」することを啓発する、といった内容を加えるとよいと思う。	御意見の趣旨を踏まえ、社会全体で後押ししていくことの重要性を示すため、「■施策が目指す方向性」に次のとおり一文を追記します。また、関連して「■主な事業の年次計画」につながる全体の流れを改めて確認し、「■実現に向けて取り組むこと」に次の一文を追加します。 ■施策が目指す方向性 冒頭に「まち全体で、」を追記 ■実現に向けて取り組むこと ④ 子ども同士が関わり合い、様々な経験を通じて成長できるよう、子どもの育ちと子育て家庭を支援する機会の充実を図ります。
10	P34 「教育・保育の計画的整備・提供」について、③放課後児童(主に小学生)の居場所の確保として、学校の中に放課後の小学生の居場所づくりを進めるとある。学校に抵抗のない子どもたちには問題ないが、柏市児童の約1%の不登校児や、学校には通っているが抵抗感を持っている児童にとって、学校は安全で安心な居場所とはなりえない。また、柏市第2次自殺対策計画には、柏市における自殺の現状として、20歳未満及び20歳代の自殺者割合が国や千葉県の割合より高いことが書かれている。原因として家庭問題や学校問題が少なくないことが容易に想像できる。家庭や学校以外に居場所を必要とする子どもたちに求められる居場所は、家庭や学校から離れることが前提で、子どもたちが自力で通うことができるよう、地域の中に多様な居場所を多数つくっていくことが必要である。そのような居場所になりうる公共施設として、柏市には児童センターが7か所あるが、現状の運営状況を子どもたちの居場所として見直す必要がある。学校の中に居場所をつくることは否定しないが、並行して学校・家庭以外の居場所づくりを推進すること、多様な居場所を実現するために地域の市民との連携が必須であることを④として追記すべきと考える。	御意見のとおり、地域の中に多様な居場所を整備することは大変重要であると考えます。そのためにも、地方公共団体をはじめ様々な機関が連携しながら、機会を創出することが必要であると考えます。現状として、児童センターは不登校の子どもの居場所としても機能しており、児童センターに常駐している児童施設厚生員が見守りをしています。引き続き、児童センターを子どもの居場所として運営しつつ、多様化する放課後の状況も踏まえ、教育委員会など関係機関と共有させていただきます。
11	子育てにおける環境や保育教育の整備について考えていただき改善されていくことはとてもありがたいことです。ただ、結局、金銭的余裕が生まれることが何よりもの心の余裕ひいては子どもと穏やかに接することができるのではと感じます。施策展開の方向 2 子育て世帯への負担のサポートに保育無償化など記載がありましたが、失礼ながら柏市はそういった支援制度が手厚くないかと正直感じてしまっています。妊婦健診では切迫早産になり補助券では到底足りない診察回数、入院で自己負担は想像以上でした。育児用品もたくさん購入しましたしオムツなど消耗品も日々かかります。他自治体の 1 ヶ月健診の補助、育児用品のカatalogギフト、おむつクーポン、1 子から保育無償化、本当に羨ましいです。この地で育ち、柏で働き柏で子供を産みました。幸せです。でも不安で柏にない支援をきくと羨ましいです。逆に柏の支援で知人の自治体と比べて誇らしく思ったことは恐縮ですがありません。1 歳まで子供と過ごしたい、4 月入園まで収入がない、どんどんお金が減っていき不安な気持ちです。第三子まで生みたいです。ですが自分が復帰しても保育料もかかり(税金で保育費用の大部分が賄われていることは承知しておりますが、)子供が育つにつれ減ることのない費用を賄っていけるのか不安でたまりません。給付金は子供のために使わない身勝手な親もいますので反対です。ですが、本当に子供がほしい、育てたい人たちの金銭的心の支えを行政からいただけたらどれほど心にゆとりが増えるだろうと思います。そのゆとりが子供達が増え、ひいては柏市が今後も活気ある町になっていくことにつながっていくと私は考えています。現在保育園の入園申し込みをし、日々様々な不安を抱えてます 1 歳児の母です。でも子供と過ごす時間は本当に幸せです。今後どうか、子供達のためによりしくお願いいたします。	現在、本市の保育料は、国の基準に従い、小学校就学前の兄弟が同時に保育園等を利用する場合、第2子は半額、第3子以降は無料としております。近年、自治体独自の基準で保育料を軽減する自治体が増えていますが、本市では0歳児から2歳児において保育園に入園したくてもできないかたが生じているため、保育園の整備を優先して進めているところです。保育園の入園や保育料の軽減など、保護者のかたのニーズは多様ですが、施策には大きな財源が必要であり、すべての要望に応えるのは難しい状況です。今後も市全体で子育て環境の充実を目指し、国の動向も注視しながら、保育料のあり方について検討を進めてまいります。

No.	意見（原文まま）	市の考え方
12	1. 第1章・計画の概要について P3 計画の位置付けに「本計画の策定に当たっては、国が定めるこども大綱を踏まえ、」他の柏市における計画との「有機的な連携」や、「保健・福祉または教育に関する事項を定めるものとの整合を図る」とあります。令和5年に施行された「こども基本法」第10条には、努力義務ではありますが、「こども大綱を勘案し」「それぞれ、こども計画を定めるよう努めるものとする」と書かれています。また、こども大綱の基本的な方針には、「こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する」と、あります。この計画は、こども・子育て支援法に第61条に基づく計画ではありますが、柏市として、令和5年以降に施行された「こども基本法」、「こども大綱」に示された内容を踏まえ、各々の計画やプランの上位となる「こども計画」を定める必要があるのではないかと考えます。	市町村こども計画は、こども基本法第10条において、こども大綱や都道府県こども計画を勘案して策定することとされています。本市としても千葉県の子ども計画や国のガイドラインなども参考に、計画の意義や効果を十分に検証した上で、策定に向け努めてまいります。
13	P3 計画の位置付けにおいて、整合する計画、プランの中に「柏市放課後こども総合プラン」は含まれるでしょうか。「その他子どもの保健・福祉または教育に関する事項を定めるもの」に含まれているのかと思いますが、こどもルームと放課後こどもルームの一体化についても書かれているので、明記した方が良いと思いました。	御意見のとおり、こどもルームと放課後子ども教室の一体化を進めていくことから、関連する計画として次のとおり本文中に明記します。 3 計画の位置づけ その他子どもの保健・福祉～（略）の前に、「新・柏市放課後子ども総合プラン」を追記
14	2. 第4章・各施策の内容 全体的な数の見込みについて 目標についてもう少し具体的内容の記述（質の向上の目標）が示されていると良いと感じました。例えば、相談業務における利用者の満足度や、多様化する子育て家庭に対応するための多様な時間帯の相談窓口の開設数、相談機関の連携事例の数など。	本計画では、各事業の量の充足と拡充を図ることを主な目的として、国の量の見込みの算出の手引きに基づき、ニーズ調査の結果から目標値を設定しているところです。例にあげていただきました、相談業務（利用者支援事業）につきましても、国が示した手引きや考え方（P24 記載）を参考に量の見込みを算出していることから、確保方策は「相談窓口の開設数」となります。一方で、質の評価を捉える上では、満足度や連携事例などの調査は有効と考えますので、本計画では国の手引きを基にした量の見込み・目標値の設定としますが、今後は様々な調査結果を有効に活用しながら、的確なニーズの把握と効果的な施策の検討に活かしてまいります。
15	施策展開の方向1・P30 実施に向けて取り組むこと・施策が目指す方向性内に「関係機関・団体等と連携して」といった記述が加わればなお良いと思いました。以下の理由からです。こども基本法第13条、14条には「関係機関・団体等の有機的な連携の確保」が示されています。また、本計画でも「まち全体がこの計画に基づいて取り組みを推進する」（P2 策定の目標）と書かれています。上の記述を加えることで、柏市として、積極的にさまざまな機関や団体と連携し、まちぐるみでこども・子育てを支援することを示すことができると考えます。	こどもを取り巻く様々な関わりのある人たちみんなで守り育てていく視点が大切であるとの考えから、基本理念に「社会の構成員みんながともに、守り育てていく」の一文を入れているところです。御意見の趣旨を踏まえ、まちぐるみでこども・子育てを支援することの重要性を示すため、「■実現に向けて取り組むこと」の「①情報提供体制の充実」を次のとおり修正します。 ①情報提供体制の充実：子育て仲間がいない方が増加し、また、子育ての負担や不安は多様化しています。子育てに関する制度や施設、交流や相談の場などの情報が、子育て家庭や子育てに関わる多くの支援者をはじめ、すべての市民や事業所等に伝わることで、必要な情報が、必要としている方々へ確実に届き、関係機関・団体等と連携しながら支援につながるよう、さまざまな媒体で情報提供を行います。

No.	意見(原文まま)	市の考え方
16	P32 ②支援団体(支援者)のネットワーク活動の支援・フォーラムの開催について。「子育て支援の横の連携が図られるよう」とありますが、「横の」は削除しても良いのではないかと考えます。横だけでなく縦にも斜めにも連携を広げ深められると良いと考えます。それは、“こども・子育て支援”において、団体や民間機関、庁内間も、風通しよい、有機的なネットワークづくりを市が常に意識して積極的に取り組む必要があると考えるからです。	ご指摘いただきました、子育て支援について幅広く連携を深めていくことは、大変重要なことと認識しております。そのうえで、「支援団体(支援者)のネットワーク活動支援・フォーラムの開催」においては、個々に子育て支援活動を行っている団体や個人の方が、お互いを知る機会がなく、つながりが生まれないという状況を受けて始まった事業になるため、団体間・支援者間の連携に重点をおいて実施しております。 ご指摘の内容については、事業運営を進めていくための参考とさせていただきます。
17	P43【教育・保育施設および地域型保育事業の相互の連携】の内容とはどのようなものでしょうか。会議回数とか、具体的な連携事業の数や内容等では表せないのかと思いました。	【教育・保育施設および地域型保育事業の相互の連携】について、内容により必要な都度又は毎年行うものであり、総量としてお示しすることが難しいものでありますが、いただいたご意見を基に、P42 において内容を具体的に示す形で次のとおり修正を行います。 ③ 教育・保育施設及び地域型保育事業の相互の連携：地域型保育事業は原則として満3歳未満の子どもを少人数の単位で預かる事業であることから、卒園後の進級先の確保や保育内容の支援等について、教育・保育施設と連携することを求めるとともに、複数の教育・保育施設と連携している場合には、進級先の調整等を行うことで相互の連携支援を図ります。
18	P43【こどもルームの保育環境の向上】保育環境の向上には指導員の研修(質の向上)は含まれますか？環境(場)のことだけならば、指導員研修の実施回数についての項目を増やすか、【幼稚園教諭・保育士等の質の向上等】の項目に指導員が含まれて年7回実施であるのならば、項目に「指導員」を加えた方が良いと思いました。	こどもルーム指導員の質の向上において、毎年度県などが実施する外部研修や市独自で実施する内部研修を行っており、今後も継続して実施する予定ですので、このたびの事業計画にも次のとおり示させていただきます。 [こどもルーム指導員等の質の向上等](職員研修(内部研修含む)の実施) 量の見込み：各年度20回 確保方策：各年度20回
19	2-(3) 教育・保育の質の確保・向上に関して 待機児童を減らし多くの子どもを受け入れるため保育士の確保は必要ですが、それを日雇いの派遣保育士で補うのは保育の質の低下につながる。正規職員であれば相応の研修を受け責任をもち保育にあたるが、日雇いの保育士にできる仕事は掃除や制作の手伝いがメインになる。今現場で不足している仕事は正規職員がする仕事です。(クラスリーダー、書類作成、保護者対応、)それらの仕事を日雇いの保育士にはお願いできない。日雇いの保育士ではなく、正規職員が不足している。1 クラスに保育士 3 名(正規職員2パート1)のクラスと(正規職員1日雇い2)ではできる保育の質が全く違う。保護者の立場から見ても日雇いの保育士に預けるのは不安を感じる。日雇い労働者の良い点として「日雇いで働いたことをきっかけに正規職員へつながるケース」もある。なので派遣保育士をではなくインターンのような制度にできないか。	・保育のインターンについて 各施設が職員を採用する際は、必ず保育士の資格の確認は基より、経験や人物評価などによる適切な人材の雇用をしております。 インターン制度はありませんが、公立保育園ではインターンシップも受け入れております。